

様

神奈川県収用委員会
会長 佐藤 昌 樹



土地収用法に基づく裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて（通知）

次の起業者から平成28年12月2日付けで土地収用法に基づく裁決の申請及び明渡裁決の申立てがあり、受理しましたのでお知らせします。

今後当委員会は、申請書類、起業者、土地所有者又は関係人から提出される意見書、審理での陳述などに基づいて、あなたが権利をお持ちの土地や物件等の補償内容を検討し、決定します。

つきましては、これから横浜市栄区役所で申請書類を縦覧しますので、それを御覧の上、補償金の見積金額等に異議があるときは、縦覧期間内に当委員会に意見書を提出することができます。ただし、提出された意見書については、その写しを起業者に対して送付すること及び内容によっては関係する他の土地所有者又は関係人に対しても送付する必要があることを御了承ください。

なお、縦覧の場所と期間、意見書の書き方と提出先については、別添「事務連絡」で御案内しています。また、土地収用の仕組みや手続の流れについては、同封の「土地収用のしおり」を御覧ください。

1 起業者の名称及び住所

国土交通大臣

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

2 事業の種類

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事